

DHC



株式会社ディーエイチシー 安全報告書

2015年度

本報告書は航空法第111条の6に基づき作成したものです。

目次

1. 安全を確保するための事業運営の基本的な方針	2
2. 安全を確保するための事業の実施、及びその管理の体制	
(1) 安全確保に関する組織	3
(2) 各組織の機能及び役割の概要	3
(3) 運航管理担当者の数	4
(4) 航空機乗組員及び整備従事者の数	4
(5) 運航関係者に係る訓練及び審査	4
(6) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制	5
(7) 安全に関する社内啓発活動等の取り組み	5
(8) 使用航空機に関する情報	5
3. 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告	
(1) 事故	6
(2) 重大インシデント	6
(3) その他安全上のトラブル	6
4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置	
(1) 安全を確保する為に講じた処置	7
(2) 安全を確保する為に講じたその他の処置	7
(3) 2015年度における輸送の安全の状況に関する総括的な評価	7
(4) 2016年度「安全活動指標」及び「安全目標」	7



1

安全を確保するための事業運営の基本的な方針

「安全の維持を組織の最優先事項にする。」

私達の最大の関心はお客様と従業員の安全であり安全は会社の経営の基盤という信念を持っています。

私達は全ての安全に関する情報を関係者全員で共有することが重要と考え、全ての従業員が安全に関する重要な危険要素や懸念を報告することを推奨します。

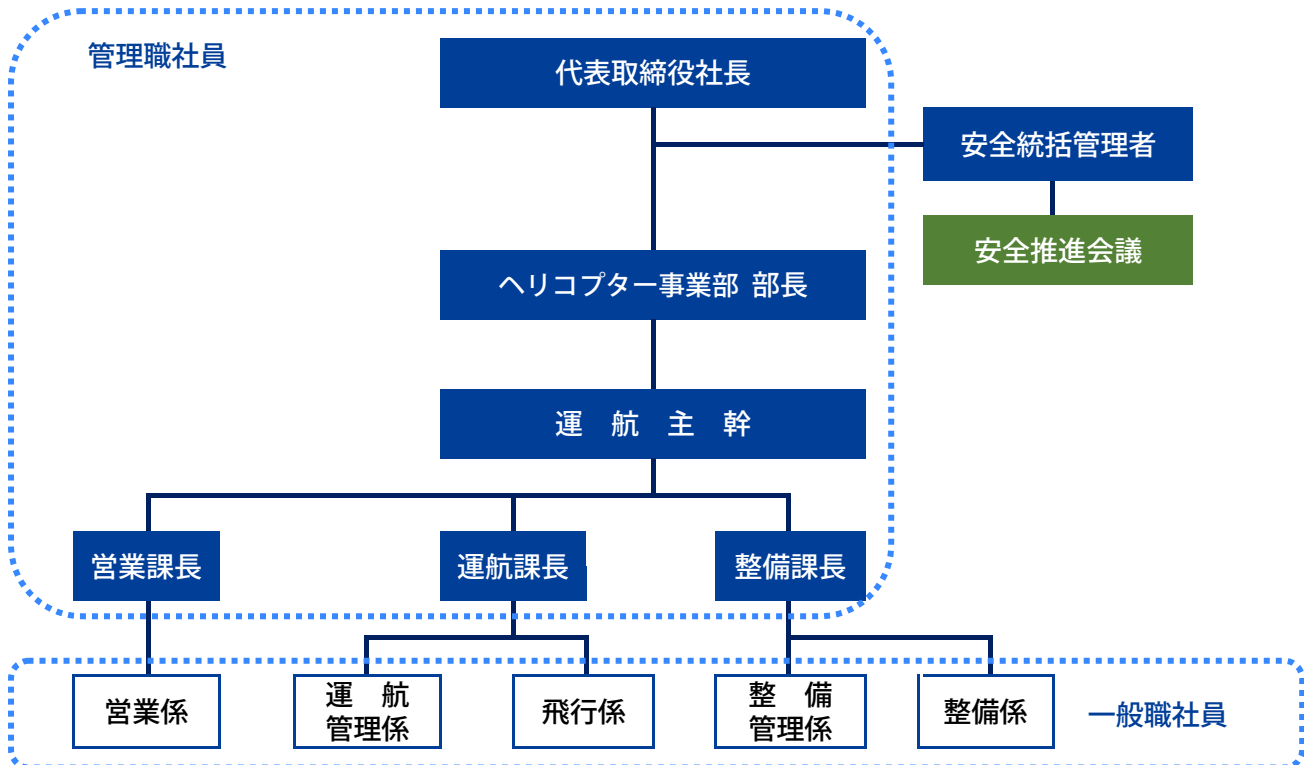


2

安全を確保するための事業の実施、及びその管理の体制

(1) 安全確保に関する組織

安全管理組織(平成28年3月末現在)



(2) 各組織の機能及び役割の概要

ア 安全推進会議

安全推進会議は、安全管理に対する問題点及び必要な改善点についての安全勧告等を行い、安全管理システムの継続的な改善を行うため、安全統括管理者を議長とした各部門の責任者により構成し、原則として3ヶ月に1回開催しています。



イ 代表取締役社長

経営の最高責任者として、安全方針を明示し、安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行います。安全管理体制が適切で、妥当性があり、かつ有効に機能するために、安全管理体制を定期的に見直し、継続的に改善を行うとともに、安全の推進に必要な経営資源の確保と配分を行います。

ウ 安全統括管理者

安全管理の取組を統括的に管理する責任者として、安全管理体制の継続的な改善推進のため、安全の監視並びに関連部門の組織長への助言、勧告及び援助を行い、また安全施設や安全投資などの重要な経営上の意思決定に対しては直接関与します。

安全に関する事項についての社外（監督官庁含む）との窓口業務を担っており、重要事項等については代表取締役社長に報告するとともに、定期的及び必要と判断する場合は安全推進会議を開催し、必要な勧告及び提言を行います。

エ 管理職社員

指揮命令の賢者として、また安全管理の責任者として、部下に対して安全方針、目標及び安全情報の周知並びに業務への展開を行い、また業務に係わる不安全要素の報告奨励及び動機付けを行います。関連規則遵守のための環境を整備し、またそれに則って業務が行われているかをモニターします。

オ 一般職社員

法令、規程及び基準を遵守し、認定された資格の範囲の業務を確実に行ないます。また、不安全要素については管理職社員に報告し、改善の実施または提案を行います。

(3) 運航管理担当者数

運航管理担当者：8名（うち6名は航空機乗組員兼任）

(4) 航空機乗組員及び整備従事者の数

ア 航空機乗組員：6名

イ 整備従事者：5名



(5) 運航関係者に係る訓練及び審査

- ア 運航管理担当者に対しては、運航規程に基づき年1回の定期審査を実施しています。
- イ 航空機乗組員に対しては、運航規程に基づき年1回の定期訓練及び定期審査を実施しています。
- ウ 整備従事者に対しては、整備規程に基づき年1回の技量維持訓練を実施しています。

(6) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

- ア 日常業務の状況を的確に把握するため、その遂行事業全般において発生する安全に関する情報を収集しています。
- イ 各担当者/課員等は収集した情報を必要な階層・各課長に報告し、各課長は、安全統括管理者に報告しています。

(7) 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

安全に関する情報を収集、伝達するための社内体制や電子的システムについて以下の手段を構築し、適切に運用しています。

- ア 機長報告、不具合報告、ヒヤリハット情報の自発的報告といった社内報告制度
- イ 事故、トラブルの原因探究
- ウ 管轄局、航空機製造業者からの情報

(8) 使用航空機に関する情報

航空機型式	機数	座席数	初号機 導入時期	年間平均 飛行時間	平均機齢
川崎式 BK117B-2型	1	10	2011年	39時間	26年
ロビンソン式 R44II型	2	3	2011年	97時間	5年
ロビンソン式 R44型	1	4	2013年	95時間	10年
エアバス・ヘリコプターズ式 AS350B3e型	1	6	2015年	94時間	2年



3

法第111条の4の規程に基づく報告に関する事項

航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の発生状況

(1) 事故

なし

(2) 重大インシデント

なし

(3) その他安全上のトラブル

なし



4

安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(1) 安全を確保する為に講じた処置

国から受けた事業改善命令等に該当する事項はなし。

(2) 安全を確保する為に講じたその他の処置

- ア 各部門間の情報の共有
- イ 法令及び社内規程等の遵守
- ウ 運航支援者(会社及び関連団体)への安全教育訓練

(3) 2015年度における輸送の安全の状況に関する総括的な評価

全社員に対する安全意識の高揚と安全管理体制の確立のもと、安全に支障をきたすことなく運航することができました。

(4) 2016年度「安全指標」及び「安全目標」

ア 安全指標

高度な、技術力と強固な組織力をもって担保された安全を基盤として、最善のサービスをお客様に提供する。

関係法令・規程・規則等を遵守した安全作業を最優先とする。

イ 安全目標

1. 上級資格の取得。
2. 確実な点検と整備作業の迅速化。
3. リレーションシップの強化。
4. 安全に係わるマネージメント・レビューの履行。

